

○シャープ天理事業所都市ガスCGS導入計画

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	工場の変更
事業規模	最大排出ガス量 約 260,000Nm <sup>3</sup> /h
事業実施者	シャープ株式会社
事業実施場所	奈良県天理市
関係地域を所管する市町村	奈良県天理市、奈良市、大和郡山市

(手続状況)

・方法書

方法書提出	平成13年3月26日
方法書公告	平成13年3月27日
方法書縦覧期間	平成13年3月27日～4月26日
方法書に対する意見書提出期間	平成13年3月27日～5月10日
方法書に対する意見書数	1通
住民意見概要提出	平成13年5月23日
環境審議会へ諮問	平成13年5月24日
環境審議会答申	平成13年8月 6日
方法書に対する知事意見【別紙記載】	平成13年8月 9日

・準備書

準備書提出	平成13年11月14日
準備書公告	平成13年11月15日
準備書縦覧期間	平成13年11月15日～12月14日
準備書に対する意見書提出期間	平成13年11月15日～12月28日
準備書に対する意見書数	1通
住民意見概要提出、見解書提出	平成14年1月15日
環境審議会へ諮問	平成14年1月23日
環境審議会答申	平成14年2月22日
準備書に対する知事意見【別紙記載】	平成14年3月28日

・評価書

評価書提出	平成14年4月25日
評価書公告	平成14年4月26日
評価書縦覧期間	平成14年4月26日～5月27日

・事後調査報告書

事後調査報告書縦覧	平成16年2月27日～3月26日
事後調査報告書縦覧 (Ⅱ期工事完了後)	平成17年7月27日～8月26日

(手続状況)

・方法書

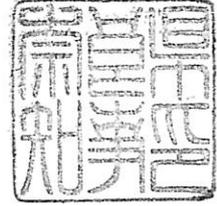
第1回環境影響評価審査部会	平成13年 5月29日
第2回環境影響評価審査部会	平成13年 7月 3日
第3回環境影響評価審査部会	平成13年 8月 6日

・準備書

第4回環境影響評価審査部会	平成13年12月25日
第5回環境影響評価審査部会	平成14年 1月30日
第6回環境影響評価審査部会	平成14年 2月22日

シャープ株式会社代表取締役副社長  
天理事業所管掌 三坂 重雄 殿

奈良県知事 柿本 善也



シャープ天理事業所都市ガス CGS 導入計画に係る  
環境影響評価方法書についての意見

シャープ天理事業所都市ガス CGS 導入計画の環境影響評価方法書について、  
環境の保全の見地から、下記のとおり意見を述べる。

記

1. 環境影響評価を行う項目として追加すべき項目等について

(1) 土地又は工作物の存在及び供用に係る項目

- ① 対象事業では、排出ガスを排出するための相当高さの煙突が2基設置される計画であり、対象事業実施区域は大和青垣を背景とする景観を構成する要素であることから、「景観」を加えること。
- ② 対象事業では、コージェネレーションシステムの熱源に都市ガスを使用することから、大気環境に係る項目のうち、「二酸化硫黄」及び「浮遊粒子状物質」についてその排出はほとんどないため、環境影響評価を行う項目として選定しないとしているが、環境影響は対象事業の実施が環境に及ぼす影響であり、環境への負荷の増加に限定されているものではないことから、これら2つの項目を加えること。

(2) 工事の実施に係る項目

建設工事の実施場所近傍における地下水の汚染が認められることから、対象事業の実施による建設工事に伴う副産物を環境影響評価項目として選定する理由に「建設工事の実施に伴う残土の発生」を加え、環境保全措置を含めて評価すること。

## 2. 調査、予測及び評価の手法の選定について

(1) 環境影響評価を行う項目として追加すべき項目の予測及び評価は、次のとおりとする。

- ① 「景観」については、技術指針に沿って、対象事業実施区域の周辺に存在する主要な眺望点からの対象事業実施区域における計画施設の可視・不可視について現地を確認した上で、フォトモンタージュ等の方法によること。
- ② 「二酸化硫黄」及び「浮遊粒子状物質」については、コージェネレーションシステムの導入の前後におけるこれらの物質の排出量の比較等を基本とすること。

(2) 「二酸化窒素」の予測及び評価については、対象事業実施区域及びその周辺の東西方向の卓越風の存在及び地形等の実態を十分考慮に入れて行うこと。なお、予測地域に岩屋谷付近を含めること。及び、二酸化窒素の植物への影響については、対象事業の実施前の二酸化窒素に係る寄与濃度と植物の生育状況との関係を参考にする等により評価すること。

また、地形の複雑さ等により予測結果に不確実性が伴うと判断されるときは、技術指針第15条の事後調査を含む環境保全措置の検討を行うこと。

## 3. その他

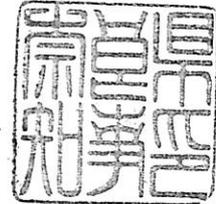
対象事業実施区域及びその周辺の地域特性（地形及び地質、文化遺産及び動植物）について、予測及び評価又は環境保全措置の検討に資するために、最新の文献その他の資料を入手することにより充実すること。

環管第437号

平成14年3月28日

シャープ株式会社取締役技術本部長  
天理事業所管掌 太田 賢司 殿

奈良県知事 柿本 善也



シャープ天理事業所都市ガス CGS 導入計画に係る  
環境影響評価準備書についての意見

標記について、環境の保全の見地から、下記のとおり意見を述べる。

記

対象事業の実施における環境の保全について、準備書に記載されている環境保全措置及び事後調査を確実に実施すること。